

# 秋田市立飯島南小学校いじめ防止基本方針

いじめ対応の鉄則は未然防止です。日々の教育活動の中で全ての子どもへ働きかけていくことが必要です。（いじめは、加害者、被害者だけの問題ではなく、集団の問題という視点が大切。）

## 1 いじめの定義と基本的な考え方

### (1) いじめの定義

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいいます。

### (2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
- ・いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること
- ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

## 2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、道徳科を中心としながら日常的な道徳教育の充実を図るとともに、子どもが自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感と成就感を味わうことができるよう、人との絆を深める体験活動やドリームタイム活動（全校縦割り活動）の充実を図ります。また、子どもが自分の進歩や成長を実感し、一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

### （1）学級づくりの充実

- ・ 友達の役に立ったり、学級における役割を果たしたりする活動（係活動、当番活動等）を通して、自分がかげがえのない存在として認められている実感をもつことができるようにします。
- ・ 自分の役割と責任を自覚し、仲間と協力して一つのことを成し遂げる経験を通して、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるようにします。

### （2）道徳教育の充実

- ・ 道徳科においては、自己に問いかけ考えを深めることによって、正しく判断する力を高めます。
- ・ 学校生活全般にわたり、担任と子どもの触れ合う時間を多く取り、助言や励まし、適切な評価を積み重ねた指導を継続します。
- ・ P T A の学級懇談や学校運営協議会等で、子どもの道徳性をはぐくむ取組を話題にし、学校・保護者・地域が担うべき役割等について共通理解を図ります。

### （3）児童会活動の充実

- ・ 子ども主体の自主的な活動を通して、学校生活の充実や向上を図ります。
- ・ あいさつ運動などを通して、明るく元気なあいさつ習慣の定着を図ります。
- ・ 全校大縄大会などを通して、各学級の絆を深めます。

### （4）体験活動の充実

- ・ 自分と友だちの違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、校外学習、宿泊学習、修学旅行等の充実を図ります。

### （5）ドリームタイム活動（全校縦割り活動）の充実

- ・ 異年齢集団の中で互いのよさを認め合いながら、一人一人が自分の役割を考え、協力し合って活動していこうとする態度の育成に取り組みます。
- ・ 花の栽培活動（一人一苗活動）を通して、植物を育て大切に育てる態度や穏やかで優しい心情の育成に取り組みます。

### （6）音楽集会・今月の歌の充実

- ・ みんなで声を合わせて歌う心地よさや素晴らしさを実感できるような活動や場を設定します。

### 3 いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、些細な変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

#### (1) 子どもとの信頼関係の構築

- ・共に活動しながら子どもと触れ合う機会を多くもち、気軽に話せる雰囲気づくりに努めます。

#### (2) 家庭学習ノートを活用したコミュニケーションづくり

- ・子ども一人一人と学級担任とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するために、必要に応じて家庭学習ノートを活用します。

#### (3) 生活アンケートの実施

- ・年2回の生活アンケートのほか、必要に応じて、状況を適切に把握するための追加アンケートや面談を実施します。

#### (4) 面談の実施

- ・夏休み前と冬休み前の年に2度の面談を通して、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。

#### (5) Q-U調査の実施

- ・学級生活における一人一人の子どもの満足度を把握するために、必要に応じて、Q-U調査を実施し、分析結果を学級経営に生かします。

#### (6) 相談窓口の周知

- ・学級担任、学年主任以外に、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭が、子どもや保護者の相談窓口となります。

#### (7) 「飯島南小いじめ対策委員会」での情報共有

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、副生徒指導主事、学年主任6名、養護教諭の12名により、「飯島南小いじめ対策委員会」を組織し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行います。
- ・基本方針や年間計画の策定、見直しを行う際には、上の教職員に加え、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、PTA役員等の参加を得て、協議を行います。

#### 4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームを作り組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

##### (1) 報告・連絡・相談の徹底と対応策

- ・いじめが疑われる状況がある時は、管理職、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任との連携を密にし、迅速に対応します。
- ・「飯島南小学校いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもに対応するかなど役割分担を決め、対応策を検討します。

##### (2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容の整合性を確かめ、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子ども及び保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導により、人格の成長を旨とした心からの反省を促します。

##### (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関等の専門機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、警察との連携を図ります。

##### (4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るように努めるとともに、対応経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。
- ・「いじめの相談を受けた際には、子どもの安全を保障した上で、速やかに管理職を含めた複数の教職員で情報共有し、解決に向け組織的に対応する」といった一連の基本方針について、保護者や地域の方々に対し、情報提供します。

##### (5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。※「秋田市いじめ防止基本方針」平成29年4月28日（改訂）に基づく対応

## 5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、P T A会長等により「飯島南小いじめ対策委員会」を組織します。
- ・本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・日常の取組については、上記教職員に必要な応じてスクールカウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。
- ・いじめ防止のための教職員研修等を計画的に実施し、いじめ防止の重要性やその対応の在り方等に関する理解を深めます。
- ・インターネットを安全に利用するため、学校や家庭における情報モラルの重要性やスマートフォンやS N S等普及による、子どもを取り巻く環境変化について啓発を図ります。

## 6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やP T Aなどを通し、学校のいじめ防止に向けた取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口等の活用について、広く知らせます。

### (1) 学年・学級P T Aにおける説明・協議

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者と共に考えるようにします。
- ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

### (2) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し、子どもの活動の様子を紹介します。

### (3) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

「やまびこ電話」「チャイルド・セーフティ・センター」「子ども・家庭110番」

「秋田いのちの電話」「児童相談所電話相談」「子どもの人権110番」「こころの電話」 他

## 7 年間計画

	低学年	中学年	高学年	
4月				いじめ対策委員会 (P)
5月	子どもを語る会			
6月	校外学習(1年)		校外学習(5年) 修学旅行(6年)	
7月	第1回生活アンケート 必要に応じて(Q-U調査) ※5年生は実施 P T A 児童面談 保護者面談			※いじめ対策委員会 (学校運営協議会で報告)
8月				いじめ対策委員会 (D) (随時)
9月	校外学習(2~4年)		まんだらめ 宿泊研修	
10月	学習発表会			
11月			体験学習(5年)	
	第2回生活アンケート			
12月	(必要に応じてQ-U調査) P T A 児童面談 保護者面談			いじめ対策委員会 (C)
1月				
2月	P T A			※いじめ対策委員会 (学校運営協議会で報告)
3月	卒業式・修了式			いじめ対策委員会 (A)

※ 外部の委員を入れた拡大いじめ対策委員会 (スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、P T A役員など)